

平成21年5月14日

**殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）に係る条例方法審査書の公告
について（お知らせ）**

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
地域支社長 植田 裕

- 2 指定開発行為の名称及び所在地
殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）
川崎市川崎区殿町25番地1他

- 3 条例方法審査書公告年月日
平成21年5月14日（木）

- 4 問い合わせ先
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
業務第一部 市街地整備第3チーム
045-682-1578

（環境局環境評価室 担当）

電話 200-2156

殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）に係る条例方法審査書

平成 21 年 5 月

川崎市

はじめに

殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称)(以下「指定開発行為」という。)は、独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区殿町三丁目 25 番地 1 ほかの工場跡地等、約 22.8 ha の区域において、川崎市が適切な土地利用・都市基盤整備等の誘導を図るための考え方をとりまとめた「殿町 3 丁目地区整備方針」に基づき、土地利用の早期実現を図るための基盤整備を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成 21 年 1 月 13 日、川崎市長あて本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例方法書を公告、縦覧したが、市民等から意見書の提出はなかった。

この条例方法書について、平成 21 年 3 月 27 日に川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成 21 年 4 月 30 日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第 14 条に基づき、条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社

代表者：地域支社長 植田 裕

住 所：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 3 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称)

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区殿町三丁目 25 番地 1 ほか

区域面積：約 228,200 m²

用途地域：工業専用地域及び工業地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

道路等の基盤整備

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積 (㎡)	構成比 (%)	備 考
宅 地		約 197,100	86.4	
公 共 用 地	道 路	約 14,200	6.2	現道約 400 ㎡を含む
	公 園	約 16,900	7.4	殿町第2公園：約 13,400 ㎡ 下河原公園：約 3,500 ㎡
	小 計	約 31,100	13.6	
合 計		約 228,200	100.0	

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、道路等の基盤整備事業であり、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、騒音、振動、産業廃棄物、建設発生土、人と自然とのふれあい活動の場及び地域交通について予測及び評価を行うとしており、その選定は概ね妥当である。

条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う大気質への影響について予測及び評価を行うとしているが、計画地は、南側に工場地域、北東側に多摩川を挟んで羽田空港のある地域に立地しており、これら計画地の立地特性を踏まえ、予測及び評価に当たっては、計画地において大気質の現地調査を実施すること。

イ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

本計画では、工事中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音及び振動の影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

ウ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

本計画では、工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であるが、発生する産業廃棄物の処理方法及び再資源化の内容については、条例準備書において可能な限り具体的に示すこと。

(イ) 建設発生土

本計画では、工事中に発生する建設発生土の発生量及び処理方法について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

エ 人と自然とのふれあい活動の場

本計画では、工事中における人と自然とのふれあい活動の場の利用等に係る影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

オ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画では、工事中における工事用車両の走行に伴う交通流及び交通安全に係る影響について予測及び評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例方法書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目の環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、環境配慮の具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年	1月13日	指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
	1月19日	条例方法書公告、縦覧開始
	3月4日	条例方法縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	3月27日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	4月30日	審議会から市長に条例方法書について答申
	5月14日	条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

平成21年 3月27日 審議会（事業者説明及び審議、現地視察）

4月28日 審議会（答申案審議）